⑶　試験の出題数

学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。

⑷　試験の方法

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。

2　試験の日時

試験の種類	試　験　日	試 験 時 間
学説に関する試験	平成29年８月22日（火曜日）	10:00～12:15
実地に関する試験		13:30～15:30

3　試験の場所

東京都千代田区霞が関１丁目２番１号

農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）

4　受験資格

外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者

5　受験手続

⑴　提出書類等

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し

エ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、30,500円とする。

イ　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。

ウ　受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書等の受付期間及び提出場所

ア　受験願書等の受付期間は、平成29年７月３日（月曜日）から同年７月14日（金曜日）までとする。

イ　受験願書等の提出場所は、東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。

ウ　受験願書等をイの提出場所に持参する場合における受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時30分から午後６時までとする。

エ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書等をイの提出場所に提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100－8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、平成29年７月14日（金曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

⑷　受験票の交付

受験票は、平成29年７月28日（金曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03－3502－8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

6　合格者の発表

試験の合格者は、平成29年９月22日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

7　その他

やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。

別記様式

獣医師国家試験予備試験受験願書

平成　　年　　月　　日

獣医事審議会会長　　殿

写　　真

氏　名

平成　　年　　月　　日撮影

平成29年度獣医師国家試験予備試験を受験したいので、関係書類を添えて下記により出願します。

記

1　本籍（都道府県のみ）

2　現　住　所　〒

方

電 話 番 号

3　氏（ふりがな）名

4　生 年 月 日　　年　　月　　日生　　男・女

5　受験の資格となる学歴及び履歴

6　獣医事審議会が獣医師国家試験予備試験の受験を適当と認めた年月日

収入印紙
30,500円

日本工業規格Ａ４

作成上の注意

1　願書の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　受験者の氏名は、戸籍に記載されている文字を用い、署名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、住民票に記載されている文字を用い、読み仮名を付けること。）。

3　同じ写真（出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、35㎜×35㎜のもの。裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

4　本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、住民票に記載されている国籍を記載すること。）。

5　現住所は、都道府県名から記載すること。